

SCSAチェックリスト①【全体】【白浜】【大島】【津神】

審査対象 近畿大学  
審査種別 第二回年次審査(SV2)  
審査日 2020/11/17~21

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	根拠資料	重大な不適合 軽微な不適合 条件適合 適合 N/A	資料の確認(エビデンス)【全体】	資料の確認(エビデンス)【白浜】 陸上建書・海上建書・海上養殖	資料の確認(エビデンス)【大島】 陸上建書・海上建書・海上養殖	資料の確認(エビデンス)【津神】 陸上建書・海上建書・海上養殖
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることを証明可能な状態にする。	1.1.12-1.1.13を満たす事						
		1.1.1.1	人工種苗の証明のために、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または産卵魚の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、種別系列、投薬、総重量または指定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または産卵魚の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、種別系列、投薬、総重量または指定尾数等を記録している。	記録書面による確認	合格	「野帳の情報をネットワークに入力するシステムで適切に下記項目が記録されている」。 「飼育データベース・給餌帳」 人工種苗飼育(陸上・海上) ・初期育成記録(データ・給餌帳) ・中期育成記録(データ・給餌帳) ・内部移動用紙(施設間移動記録) ・魚票 一各事業所でデータをネットワークに入力 一各事業所でデータ管理(音声非対応) インターネットの飼育管理システムが「魚票」にも飼育履歴が確認できるようにしていた。 全ての種類の種苗、成長、加工品の記録が白浜で確認できる状況であった。	現場では野帳に記録されていた。 野帳の情報をネットワークに入力するシステムで適切に下記項目が記録されていた。 「飼育データベース・給餌帳」 飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体、親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、種別系列、投薬、総重量、指定尾数 マダイシニアダマイ、ブリ種、クロマグロのネットワーク内の情報を確認した。 全ての種類の種苗、成長、加工品の記録が白浜で確認できる状況であった。	マダコ給餌(野帳)情報を目標確認した。 種別名、種別形態、指定尾数などが記録されていた。 野帳の情報をネットワークに入力するシステムで適切に下記項目が記録されていた。 「飼育データベース・給餌帳」 飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体、親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、種別系列、投薬、総重量、指定尾数 マダイシニアダマイ、ブリ種、クロマグロのネットワーク内の情報を確認した。	・マダイの給餌(野帳)情報を目標確認した。 給餌・死亡・投薬などが記録されていた。 野帳の情報をネットワークに入力するシステムで適切に下記項目が記録されていた。
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を通記し、購入元(上記と同様の情報)について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	合格	・白浜事業場のみ該当があった。 水産研究教育機構より、ブリ5万尾購入(2018.16)購入伝票確認できた。			
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に記録を生産履歴として提供可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に開示する資料に基づき、提供可能な管理体制を構築している。	記録の保管および提供体制に関する確認	合格	・出荷時に「種苗経歴証明書」の提示が可能であることを確認した。 認識範囲内で移動する場合は、「内部移動用紙」を使用する。全ての移動は内部移動にて記録、伝達されていることを確認した。 「H31年産人工ふ化マダイ種苗経歴証明書」 出荷日・市:12.14 出荷番号:2.3	・出荷時に「種苗経歴証明書」の提示が可能であることを確認した。 出荷時に「種苗経歴証明書」の提示が可能であることを確認した。	陸上、海上いずれからも種苗出荷があった。 出荷時に「種苗経歴証明書」の提示が可能であることを確認した。	・ブリ、マダイ、シマアジの審査当日の出荷記録を確認した。 納品書、商品履歴書より生産履歴の提供は可能であった。
		1.1.2	人工種苗であることの証明のために、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して検査を必要とするDNA鑑定を実施する。	1.1.21-1.1.23を満たすこと。						
	1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の等級の種別小片の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。種別小片の入手が困難な場合、当該種別小片が50個体以上の全魚体の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。	親魚の等級の種別小片(サンプル重量1g以上)および当該魚群より50個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること。	サンプルが保存された明確な記録と種別小片の現物写真あるいは現地検査官による存在の確認	合格	・冷凍保存のしみを確認した。 「親魚等級の種別小片および当該種苗魚群の凍結保存について」 ・各等級のサンプルが白浜で全て管理 ・白浜移転まで各事業所で一時保管あり ・施設間送付手帳保管あり ・管理一覧表を確認した。全ての事業所のサンプルが含まれていることを確認した。 ・H31年産人工ふ化マダイ種苗(US1-12・US3-12)D12)すまみ事業所の種がアルコール漬けされているものを確認した。 検査は、白浜事業場内の冷凍庫で保管されていた。	・冷凍保存のしみを確認した。 「親魚等級の種別小片および当該種苗魚群の凍結保存について」 ・各等級のサンプルが白浜で全て管理 ・白浜移転まで各事業所で一時保管あり ・施設間送付手帳保管あり ・管理一覧表を確認した。全ての事業所のサンプルが含まれていることを確認した。 ・H31年産人工ふ化マダイ種苗(US1-12・US3-12)D12)すまみ事業所の種がアルコール漬けされているものを確認した。 検査は、白浜事業場内の冷凍庫で保管されていた。	・白浜で全て管理されていた。	・白浜で全て管理されていた。	
	1.1.2.2	保存した種別小片、または魚体の凍結保存は、魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に関する識別情報を記録、各サンプルに明示し、混同が認められないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地検査官による存在の確認	合格	・1.1.2.1に同じ	・1.1.2.1に同じ	・白浜で全て管理されていた。	・白浜で全て管理されていた。	
	1.1.2.3	種別小片または魚体は、最終産物として当該種苗が認められ、かつ3年以内の期間に認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2を満たした各サンプルが3年以内の期間に認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	記録書面による確認(これからの場合は本審査)	合格	・サンプル保管は5年行予定であった。	・サンプル保管は5年行予定であることを伺った。	・白浜で全て管理されていた。	・白浜で全て管理されていた。	
	1.2 養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保持し、飼育中の魚群と紐付けて照会・提供可能な状態にする。	飼育中の魚群を育苗に関する記録を保持し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐付けて照会・提供可能な状態にある。	記録の保管および提供体制に関する確認	合格	・人工種苗購入先は近大のみである。 ・内部移動の情報は全て確認できた。 記録は、種苗「内部移動用紙」に記録されていた。 ・情報は「飼育データベース・給餌帳」で保管され、必要に応じて提供できることを確認した。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。
		1.2.2	養殖業者が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。認証機関からの要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関からの要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	記録書面による確認	合格	・要求に応じDNA鑑定の情報提供を行うことを聞き取り確認した。			・白浜で対応していた。
	2.1 識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.11~2.1.13の項目を満たすこと						
2.1.1.1		生産ロットごとに管理し、その管理記録をともに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・魚種ごとに紐づけられ成長販売の全工程管理がなされていた。 「飼育データ」は「飼育データベース・給餌帳」にて適切に記録されていた。 ロット定義は「魚種コード」で明確にされていた。 コード構成 親魚の系統(事業所など)、孵化日で1ラウンド 分業にて枝管理 内部移動にて種別(例:U 津神) 添付 生産番号 水標番号、飼育種別のデータで照会可能であることを確認した。 海上の生産にロットの番号表示が行われていることを確認した。 ・魚体サイズにより生産の統合分割記録あり。 ・海上養殖生産の識別表示が付けられ、明確に識別できるようになっていた。	・飼育データは「飼育データベース・給餌帳」にて適切に記録されていた。 マダイ定義は「魚種コード」で明確にされていた。 ロット定義は「魚種コード」で明確にされていた。 コード構成 親魚の系統(事業所など)、孵化日で1ラウンド 分業にて枝管理 内部移動にて種別(例:U 津神) 添付 生産番号 海上養殖生産は固定施設。 水標番号、飼育種別のデータで照会可能であることを確認した。 海上の生産にロットの番号表示が行われていることを確認した。	・飼育データは「飼育データベース・給餌帳」にて適切に記録されていた。 ロット定義は「魚種コード」で明確にされていた。 コード構成 親魚の系統(事業所など)、孵化日で1ラウンド 分業にて枝管理 内部移動にて種別(例:U 津神) 添付 生産番号 陸上施設は、水標番号、種別で識別可能であった。 海上生産は、コードを記載したプレートが設置しており識別可能であった。	・飼育データは「飼育データベース・給餌帳」にて適切に記録されていた。 ロット定義は「魚種コード」で明確にされていた。 コード構成 親魚の系統(事業所など)、孵化日で1ラウンド 分業にて枝管理 内部移動にて種別(例:U 津神) 添付 生産番号 ・陸上施設は、水標番号、種別で識別可能であった。 海上生産は、コードを記載したプレートが設置しており識別可能であった。	
2.1.1.2		他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混同して出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混同せず「魚票」でそれを常時把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・他の種苗生産者の種苗は飼育されていなかった。 ・事業場ロットごとに飼育管理記録、出荷記録を確認した。 ・認証範囲外種(マダイ・シマアジ・ブリ種・クロマグロ)の飼育データを目標確認した。 ・全て近大種苗であった。	他の種苗生産者の種苗は飼育されていなかった。	他の種苗生産者の種苗は飼育されていなかった。	他の種苗生産者の種苗は飼育されていなかった。	
2.1.1.3		出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、種苗生産者認証番号、出荷日、種苗種類、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗種類、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・他の種苗生産者の種苗は飼育されていなかった。 ・事業場ロットごとに飼育管理記録、出荷記録を確認した。 ・認証範囲外種(マダイ・シマアジ・ブリ種・クロマグロ)の飼育データを目標確認した。 ・全て近大種苗であった。 ・出荷データ、納品書・請求書は、白浜で集中管理されていた。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
2.1.2		養殖業者の管理	2.1.21~2.1.23の項目を満たすこと							
2.1.2.1		養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をともに他の種苗が混入しないことこの証明が可能な状態である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入しないことこの証明が可能な状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・生産ロット、飼育尾数を「飼育データベース・給餌帳」で適切に記録されていた。 他の種苗混入はない、混入は同じ種苗のみ 記録を確認した。 入り出しの適合性を記録して確認した。	・生産ロット、飼育尾数を「飼育データベース・給餌帳」で適切に記録されていた。 他の種苗混入はない、混入は同じ種苗のみ 記録を確認した。	・生産ロット、飼育尾数を「飼育データベース・給餌帳」で適切に記録されていた。 他の種苗混入はない、混入は同じ種苗のみ 記録を確認した。	・生産ロット、飼育尾数を「飼育データベース・給餌帳」で適切に記録されていた。 他の種苗混入はない、混入は同じ種苗のみ 記録を確認した。	
2.1.2.2	出荷時に他の生産ロットと明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に識別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	・「飼育データベース・給餌帳」で適切に記録されていた。 海上養殖生産の識別表示が付けられ、出荷されるロットは明確に識別できた。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。		

	2.12.3	出荷・販売伝票と記録で、人工種畜生産者名、人工種畜生産者登録番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷・販売伝票、販売記録等で人工種畜生産者名、人工種畜生産者登録番号、出荷・販売先業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された欄が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売伝票データを確認した。</li> <li>・人工種畜生産者名</li> <li>・人工種畜生産者登録番号</li> <li>・出荷・販売先業者名</li> <li>・出荷日</li> <li>・魚種</li> <li>・出荷重量または出荷尾数</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷・販売伝票データを確認した。</li> <li>・2020/1/16"うおいち"に納品されたマダイにて確認した。</li> <li>・「発生動物商品検査書(種畜経歴証明書)」にて各項目が確認できるようになっていた。</li> <li>・マダイの出荷記録を確認した。</li> <li>・住所は、大島事業所も住所であることを確認した。</li> <li>・「2020/1/16(水)について納品(うおいち)生産履歴は白旗から提供した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ブリ、マダイ、シマアジの畜産当日の出荷記録を確認した。</li> <li>・納品書、商品履歴書より生産履歴の提供は可能であった。</li> </ul>
	付記	同一の種畜生産者から生産された種畜であれば、ロットごとの選別を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録簿で同一の種畜生産者が生産した種畜であることを証明できなければならない。	ほかのロットの選入を行う場合、同一種畜業者由来の種畜であることを記載していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近大種畜のみ。(認認種畜)</li> <li>・飼育データ"飼育データベース、給餌帳"は適切に記録されていた。</li> <li>・出入し日の適合性の確認を行った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近大種畜のみ。(認認種畜)</li> <li>・飼育データ"飼育データベース、給餌帳"は適切に記録されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・近大種畜のみ。(認認種畜)</li> <li>・飼育データ"飼育データベース、給餌帳"は適切に記録されていた。</li> </ul>
	2.2.1	種畜生産者	2.2.1～2.2.1.5の項目を満たすこと		合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および判定尾数等は、"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録されていた。</li> <li>以下の数値算出方法は、前問章と同様に実施されていた。</li> <li>・採卵: 採卵母魚法 (1.0の卵の数 × 4(卵かぶり))</li> <li>・再出し: プリ量 重量から尾数算出 又は全数カウント</li> <li>・マダイ 計数機カウント</li> <li>・シマアジ 計数機カウント</li> <li>・クロマダロ 全数カウント(概数)</li> <li>・カンパチ 全数カウント</li> <li>・プリ量選別(小)重量から尾数算出 選別(30以上)全数カウント</li> <li>・マダイ 計数機カウント</li> <li>・シマアジ 計数機カウント</li> <li>・クロマダロ 全数カウント</li> <li>・カンパチ 全数カウント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および判定尾数等は、"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマダロ、マダイ、シマアジ、ブリ、カンパチの記録を確認した。</li> <li>・産卵毎にラウンド(R)追加し識別していた。</li> <li>・生産履歴および判定尾数等は、"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録されていた。</li> </ul>
	2.2.1.1	種魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および判定尾数等を時系列に適切に記録する。	種魚の育成、移動履歴、判定尾数や増減尾数などが時系列に適切に記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および判定尾数等は、"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および判定尾数等は、"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産履歴および判定尾数等は、"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録されていた。</li> <li>・マダイで確認した。</li> </ul>
	2.2.1.2	種魚の飼育は生養・水繕ごとに明確に区別して行い、ふ化から種畜出荷までの履歴を確保し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種畜出荷までの生産履歴が追跡可能な状態を確保している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚の飼育は生養・水繕ごとに明確に区別して行い、ふ化から種畜出荷までの履歴が記録されていた。</li> <li>・"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録され、追跡可能であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚の飼育は生養・水繕ごとに明確に区別して行い、ふ化から種畜出荷までの履歴が記録されていた。</li> <li>・"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録され、追跡可能であった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマダロ、マダイ、シマアジ、ブリ、カンパチの記録を確認した。</li> <li>・種魚の飼育は生養・水繕ごとに明確に区別して行い、ふ化から種畜出荷までの履歴が記録されていた。</li> <li>・"飼育データベース、給餌帳"に適切に記録され、追跡可能であった。</li> <li>・マダイで確認した。</li> </ul>
	2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数が明確に示すことができ、分別管理がなされている。証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確に示され、分別管理がなされている。証明となる書類を提示できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷重量、出荷尾数、分別管理の履歴は、"飼育データベース、給餌帳"と"種畜経歴証明書"で確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出荷重量、出荷尾数、分別管理の履歴は、"飼育データベース、給餌帳"と"種畜経歴証明書"で確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クロマダロの出荷記録を目標確認。</li> <li>・出荷重量、出荷尾数、分別管理の履歴は、"飼育データベース、給餌帳"と"種畜経歴証明書"で確認できた。</li> </ul>
	2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数後から出荷までの期間の死亡尾数や追加収容数などの増減尾数に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等は"飼育データベース、給餌帳"で確認できた。</li> <li>・トレースバックを実施した。マダイ・シマアジ・ブリ量・クロマダロ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等は"飼育データベース、給餌帳"で確認できた。</li> <li>・"トレースバック"を実施した。マダイ・シマアジ・ブリ量・クロマダロ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等は"飼育データベース、給餌帳"で確認できた。</li> <li>・"トレースバック"を実施した。マダイ・シマアジ・ブリ量・クロマダロ</li> </ul>
	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"給餌帳等の修正手順について"に使い活用していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>
	2.2.1	養殖業者	2.2.1～2.2.3の項目を満たすこと		合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"飼育データベース、給餌帳"と"種畜経歴証明書"で確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>
	2.2.2.1	認認種畜から生産された養殖魚の生産履歴は認認種畜受領書から出荷まで生養・水繕ごとに明確に区別して管理し、人工種畜受領書で適切に追跡可能な状態にする。	出荷から人工種畜受領書までの正誤が確認できる状態を確保している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"飼育データベース、給餌帳"と"種畜経歴証明書"で確認できた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>
	2.2.2.2	認認種畜受領書または計数後から出荷されたまでの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種畜受領書(種畜生産者が示した尾数)または計数後から出荷されたまでの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"飼育データベース、給餌帳"と"種畜経歴証明書"で確認できた。</li> <li>・種畜受領書(種畜生産者が示した尾数)及び計数後から出荷されたまでの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。</li> <li>・納品書に数量記載あり。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>
	2.2.2.3	認認人工種畜受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種畜生産者が提示した出荷尾数と記録尾数が一致していることを明らかにする。原産地は5%、重量や一部計数からの判定値は10%の範囲内を超過しないようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の原産地・出荷重量が原産地の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と原産地数値の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・種魚は養殖母魚法のみでカウント。</li> <li>・近大種畜のみを扱い。</li> <li>・出荷数・受入数と考えるため誤差なし。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>
	2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"給餌帳等の修正手順について"に使い活用していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>
	2.3.1	種畜生産者	2.3.1～2.3.1.7の項目を満たすこと		合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"飼育記録"("飼育データベース、給餌帳")で投薬記録していた。</li> <li>・一手前は、魚病担当書(白濁診断)より病状により、投薬する薬を提案され、現場にて判断し投薬</li> <li>・「第3版水産用医薬品の使用について」(毎年最新版を使用)を確認して使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飼育記録("飼育データベース、給餌帳")で投薬記録を確認(白濁)に付した。</li> <li>・飼育記録("飼育データベース、給餌帳")で投薬記録を確認した。</li> <li>・一手前は、魚病担当書(白濁診断)より病状により、投薬する薬を提案され、現場にて判断し投薬</li> <li>・「第3版水産用医薬品の使用について」(毎年最新版を使用)を確認して使用している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マダイの現場にて確認した。</li> <li>・"飼育記録"("飼育データベース、給餌帳")で投薬記録を確認した。</li> <li>・一手前は、魚病担当書(白濁診断)より病状により、投薬する薬を提案され、現場にて判断し投薬</li> <li>・「第3版水産用医薬品の使用について」(毎年最新版を使用)を確認して使用している。</li> </ul>
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲノールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の"水産用医薬品の使用について"を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻酔薬はFA100(オイゲノールを有効成分とする薬剤)のみ使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻酔薬はFA100(オイゲノールを有効成分とする薬剤)のみ使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・麻酔薬はFA100(オイゲノールを有効成分とする薬剤)のみ使用。</li> <li>・2019/5/24マダロ(CFA100 50mg使用(野橋)にて確認)</li> </ul>
	2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入位置、送付の項目を登録し品質管理等5年間の保管する。	水産用医薬品購入に関する記録(購入伝票)が保管されている	購入記録・購入伝票の確認	不合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品は各事業所から発注、緊急・少量の場合は事業所間の移動で対応。</li> <li>・記録は、帳簿(内部移動帳)にて記録されている。</li> <li>・受発帳簿の上、伝票は白濁へ転送する。</li> <li>・使用したら野橋記録、データ入力を実施。</li> <li>・品質は定期的にチェックされているもののみ。</li> <li>・保管は5年間を予定していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・"マリヤフーSP45"の納品、使用記録を確認した。</li> <li>・水産用医薬品が確認された。</li> <li>①白濁(海上生業)にて2019/12/7納品された記録が確認された。</li> <li>②2019/10/2の伝票に伝票資料に納品された40個(20g入り)の受け入れ記録が確認できなかった。(白濁音精)</li> <li>・今回、水産用医薬品は、内部移動帳にて納品されていることを確認した。</li> <li>水産用ベネサル2kg 滅菌一次魚(令和元年10.4)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水産用医薬品は、内部移動帳にて納品されていることを確認した。</li> </ul>
	2.3.1.3	医薬品は送付書等の指示に従い、汚染、劣化や衛生面による被害を防止するよう適切な管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている	保管場所、保管方法を写真付きに現地調査での確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医薬品は適切な保管環境にて適切に保管していた。</li> <li>・毎月野橋に実施していた(伝票、記録の記録は、使用記録より確認できず伝票にのみであった。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全体に同じ。</li> </ul>

2.3水産用医薬品の使用	2.3.14	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を適切に記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>「飼育データベース・給餌帳」に記録されていた。</li> <li>月末に使用量と在庫量を確認。</li> <li>記録のつき合わせを行う。</li> <li>外での作業などで発生し漏れがある、必要以上の投与になるレベルではない。</li> <li>高濃度が対象として以下を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>餌の設置</li> <li>計量筒の精密さを高める</li> <li>投与量の発生が起きているようであることを確認した。</li> </ul> </li> <li>保管は5年間を予定していた。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	2.3.15	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場の指針により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入伝票の確認、保管記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンは、水産試験場による指導書により、購入、使用されていた。</li> <li>保管は5年間を予定していた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンは、水産試験場による指導書により、購入、使用されていた。</li> <li>「水産用ワクチン使用指導書」(令和 7.10) 確認。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産用ワクチンの購入書類を目標確認した。</li> <li>ワクチン指導書(和歌山県水産試験場) 令和元年517発行(ブリ)をシナック3室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンの使用はなかった。</li> </ul>	
	2.3.16	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地調査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限切れの薬品(分析用)は分別し、白紙でまとめて産業廃棄物として廃棄されていた。(マニフスト-2019.11.19 有機化合物類(産油)薬品類)</li> <li>保管は5年間を予定していた。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	2.3.17	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿大学では医薬品全般について極力使用しない方針であることを確認した。</li> <li>使用は病気を確認した後に実施</li> <li>「飼育データベース・給餌帳」に記録されていた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿大学では医薬品全般について極力使用しない方針であることを確認した。</li> <li>使用は病気を確認した後に実施</li> <li>「飼育データベース・給餌帳」に記録されていた。</li> <li>マダイ 水産用エリスロマイシン 2019/7/5~9使用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿大学では医薬品全般について極力使用しない方針であることを確認した。</li> <li>使用は病気を確認した後に実施</li> <li>「飼育データベース・給餌帳」に記録されていた。</li> <li>マダイ 水産用エリスロマイシン H31.4.12 使用</li> </ul>		
	2.3.2	養殖業者	2.3.21~2.3.27の項目を満たすこと							
	2.3.21	農林水産省作成「水産用医薬品の使用についてを参照し、医薬品、投与機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律の基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>飼育記録(「飼育データベース・給餌帳」)で投与記録を目標確認(白紙にしていた)。</li> <li>一時期は、委託用書(白紙勤務)より現状により、投与する薬を提案され、現場にて判断し投与</li> <li>「最新版水産用医薬品の使用について」(毎年最新版を使用)を確認して使用している。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(イソギゾールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律の基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻酔薬はFA100の(イソギゾールを有効成分とする薬剤)み使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻酔薬はFA100の(イソギゾールを有効成分とする薬剤)み使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻酔薬はFA100の(イソギゾールを有効成分とする薬剤)み使用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>麻酔薬は使用していなかった。</li> </ul>	
	2.3.22	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録、購入伝票が保管されている	購入伝票、添付伝票、品質検査成績書などの確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品の発注は、上長の許可を得て、アーマリン近大を通して行われ、「発注書」(輸品書)が添付が保管されていた。記録は「飼育データベース・給餌帳」にて管理されていた。</li> <li>品質検査成績書を5年間保管する予定であった。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	2.3.23	医薬品は送付書類等の指針に従い、汚染、劣化や有害な物質による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防止するために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地調査での確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>医薬品は施設可能な保管庫にて適切に保管していた。</li> <li>毎月巡回を実施していた(保冷)。複数の記録は、使用記録より確認できる仕組みになっていた。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	2.3.24	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生質、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生質、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>使用は病気を確認した後に実施</li> <li>「飼育データベース・給餌帳」に記録されていた。</li> <li>記録は5年以上保管する体制であることを確認した。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	2.3.25	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場の指針により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入伝票の確認、保管記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>ワクチンは、水産試験場による指導書により、購入、使用されていた。</li> <li>記録は5年以上保管する体制であることを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体に同じ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全体に同じ。</li> </ul>	
	2.3.26	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地調査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>期限切れの薬品(分析用)は分別し、白紙でまとめて産業廃棄物として廃棄されていた。(マニフスト-2019.11.19 有機化合物類(産油)薬品類)</li> <li>保管は5年間を予定していた。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	2.3.27	抗菌剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>近畿大学では医薬品全般について極力使用しない方針であることを確認した。</li> <li>使用は病気を確認した後に実施</li> <li>「飼育データベース・給餌帳」に記録されていた。</li> </ul>	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
2.4	2.4.1 種苗生産者									
2.4	2.4.1 飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地調査での逃亡防止策の確認	合格	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下も目標で確認した。</li> <li>陸上施設は逃亡不可の水槽</li> <li>「マダイ」(ブリ)種: シママジの海上生養には天井網網罟は、排水で確認していることとモニタリングで確認した。(網目 Min 100/月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>以下も目標で確認した。</li> <li>陸上施設は逃亡不可の水槽</li> <li>「マダイ」(ブリ)種: シママジの海上生養には天井網網罟は、排水で確認していることとモニタリングで確認した。(網目 Min 100/月)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上施設は逃亡不可の水槽</li> <li>海上生養</li> <li>「ブリ」は防鳥ネット(天井網)</li> <li>「マダロ」は0.6mmの目網</li> <li>台風時の網検査を実施。</li> <li>ほぼ毎日潜水士による網チェック。</li> <li>網の改善を継続実施していたことを確認した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>陸上施設は逃亡不可の水槽</li> <li>海上生養では、以下を実施していた。</li> <li>天井網を設置</li> <li>潜水士による網の点検を実施</li> </ul>		





6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、使役の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する。	合格	給与は適切に提供されていることを、聞き取りで確認した。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明するパスポート、免許証の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本(パスポート、免許証)を雇用者が引き取り管理してはならないが現地審査で確認	合格	・認証要求事項に適合する体制を構築し実施していることを確認した。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
6.2.3職場における差別とハラスメントの禁止	6.2.3.1	いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などについて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	合格	・近畿大学のグローバル機会、国際関係学部があり、差別行為、差別待遇を排除する文化「マーズ・サウス」大学の進捗での留学生の受け入れ。 ・差別なく学生を扱う実態(ヒアリングにて確認した) ・女性職員への聞き取りを実施し、適切な労働環境を提供されていることを確認した。	・女性職員への聞き取りを実施し、適切な労働環境を提供されていることを確認した。	・職員への聞き取りで、適切な運用を確認した。	・女性職員への聞き取りを実施し、適切な労働環境を提供されていることを確認した。	
	6.2.3.2	ハラスメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラスメント行為対応システムが構築され、ハラスメント行為に対応できること	合格	・H31.4「ハラスメント防止のためのガイドライン」にてハラスメント行為に対応するシステムが構築されていた。相談窓口が設置されていた。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
7.1管理システム	7.1.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。管理システムには、長期的目標、管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項を明示し、不適合がある場合の対応手順を含める。	基準に適合する管理システムを有している。管理システムには長期的目標、管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明示している。	合格	現地審査での認証制度管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明示していることの確認	・「近畿大学水産養殖種苗センター株式会社アーミング近代SCSA認証資料Ver1.4」(2019.7.1更新)にて「認証制度管理システム概要」が規定され、運用されている。 ・高専基本部会へのインタビュー ・職員の行動の変化がみられたこと、SCSAの選考と拡大への意識が伺われた。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。
	7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や漁業協同組合等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を有している。又は、公的機関に所属している	合格	・学校法人近畿大学 履歴事項全部証明書。 ・株式会社アーミング近代SCSA認証事項全部証明書。	・全体に同じ	・全体に同じ	・全体に同じ	
	7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証制度の高級、文書や情報の管理、要求事項への適合、改善要求事項への対応などに責任を有する。各工程における人員の役割と権限、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命し、各工程の管理責任者が明確にされている。	合格	・「近畿大学水産養殖種苗センター株式会社アーミング近代SCSA認証資料Ver1.4」(2019.7.1更新)にて「認証制度管理システム概要」が規定されている。 ・現地審査で認証要求事項適合のための体制を確認した。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングの仕組みを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	合格	・「近畿大学水産養殖種苗センター株式会社アーミング近代SCSA認証資料Ver1.4」(2019.7.1更新)にて「1.4モニタリング」の仕組みが規定されている。 ・記録「モニタリングチェックリスト」 ・「1.4.1モニタリング」の仕組みが規定されている。 ・野帳とデータベースにインプットされた記録を照合する。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用されていることを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	合格	・「近畿大学水産養殖種苗センター株式会社アーミング近代SCSA認証資料Ver1.4」(2019.7.1更新)にて「1.5.1モニタリング」の仕組みが規定されている。 ・2019レビュー実施記録 確認	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	合格	・「近畿大学水産養殖種苗センター株式会社アーミング近代SCSA認証資料Ver1.4」(2019.7.1更新)にて「1.6内部監査」の仕組みが規定されている。 ・記録「内部監査計画 2019/9/2-10/2」 ・内部監査員3名は、内部の内部監査員候補を受選していることを確認した。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に対応し、苦情に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	合格	・「近畿大学水産養殖種苗センター株式会社アーミング近代SCSA認証資料Ver1.4」(2019.7.1更新)にて「2.1.1苦情対応」の仕組みが規定されている。 ・今期の発生はなかった。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	7.2.2	申請者は持続可能な養殖業の発展のため従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるように努める。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるように体制を整える	合格	・株式会社 アーミング近代SCSAの取り組み記載	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	
	7.2社会面への配慮	7.2.3	申請者は利害関係者の権利、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の権利と法的権利を尊重する。	合格	・島根県は地域漁業協同組合、地域住民と良好な関係を築き種苗生産、養殖事業を実施 ・アーミング近代は和歌山南漁業協同組合から漁業種を得られた。 ・漁業種からの山出前は、共同事業と関係し受け入れている。 ・以下事業所(アーミング近代)は各漁業協同組合の組合員として区画漁業種を得ている ・神戸大 和歌山東漁協 ・戸津井 和歌山南漁協 ・須賀利 三善外海漁協 ・電業 瀬内漁協	アーミング近代は和歌山南漁業協同組合から漁業種「区画漁業免許状」(H26.3.31まで有効)を得ている。	・区画漁業免許状(H26.3.26日)と区画漁業種を確認した。 ・外的要因は、変化がなく、適切な環境維持がなされていることを確認した。	・区画漁業免許状(H26.6.19日)と区画漁業種を確認した。 ・外的要因は、変化がなく、適切な環境維持がなされていることを確認した。
		7.2.4	申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の収集、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力をを行う	合格	・各事業所とも地域からの依頼に対して積極的に協力することを確認した。	・2019/6「水産用医薬品の使用に関するアンケート(近畿農政局)に協力 ・2019.8.15「アユ疾病対策関係調査」に協力	・白浜にて対応	・水産試験所発表会に参加
7.2.5		申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	関係法・条例を遵守していることを確認している	合格	・養殖認証資料「認証制度管理システム概要」 7.1.1 関係法令一覧 ・法令を遵守している状況であることを確認した。 ・法律改正の情報は、県等から情報受領。 ・適切に対応する状況であることを聞き取りで確認した。 ・保有資格管理表を確認した。 ・法令一覧「1回/6か月に更新し実施地変更を通して法律を遵守していることを確認した	・全体に同じ。	・全体に同じ。	・全体に同じ。	

SCSAチェックリスト②【戸津井【すさみ】】

審査対象 近畿大学  
 審査種別 第二回年次審査(SV2)  
 審査日 2020/1/17-2/21

大項目	中項目	番号	項目	評価根拠	根拠資料	資料の確認(エビデンス)【戸津井】 海上種苗	資料の確認(エビデンス)【すさみ】 陸上種苗	
1. 種苗	人工種苗証明	1.1.1	下記の内容の記録を保持し、人工種苗であることの証明が可能な状態にする。	1.1.1.2-1.1.1.3を満たす事				
		1.1.1.1	人工種苗の証明のために、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録する。	人工種苗に関して、飼育施設、所在地、採卵・受精方法、親魚個体または親魚群の識別情報、受精年月日・ふ化年月日、餌料系列、投薬、総重量または暫定尾数等を記録している。	記録書面による確認	- ネットワークへの接続がないため、エクセルにデータを記入し、白浜へ転送している。	- 飼育日報(野帳)に記載した後、システム入力。そのデータは、白浜をはじめ他の拠点でも共有される。 - すさみは、初期飼育を行う。 - 種苗販売の際は、すさみから出荷する必要があるが、出荷伝票は白浜が発行する。 - 近大の他の拠点から異動させることはある。 - 浦神からの2019/4/21付移動届を確認した。 - 出荷時は白浜から飼育履歴が発行される。	
		1.1.1.2	種苗生産者が受精卵を購入した場合は、購入元・購入年月日を追記し、購入元に上記と同様の情報について照会を求め、記録する。	受精卵を購入した場合の納品書によって、購入元、購入年月日等が照会可能である。	納品書・購入記録の確認	- 受精卵購入には関与しない。	- 受精卵購入には関与しない。	
		1.1.1.3	人工種苗出荷時に当該種苗を生産履歴として提供が可能である。	1.1.1.1および1.1.1.2に關する資料を適切に保管し、提供可能な管理体制を構築する。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	- 飼育期間のデータはすべて白浜に提出している。 - 出荷時の飼育履歴は白浜より提供する。	- 種苗販売の際、すさみから出荷する必要があるが、出荷伝票は白浜が発行する。 - 近大の他の拠点から異動させることはある。 - マダイ秋仔IR 2019/11/9 6万尾出荷の送り状&経歴証明書を確認した。	
	人工種苗証書の保管	1.1.2	人工種苗であることの証明のために、下記の方法でDNA鑑定が可能な状態で保存しておく。認証機関は、必要に応じて親魚及び種苗に関して親子鑑定を含むDNA鑑定を実施する。	1.1.2.1-1.1.2.3を満たすこと。				
		1.1.2.1	種苗生産に使用したすべての親魚の鱗等の組織小片の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。組織小片の入手が困難な場合、当該種苗群よりの個体以上の全魚体の凍結保存(サンプル重量1g以上)を行う。	親魚の鱗等の組織小片(サンプル重量1g以上)および当該種苗群よりの個体以上の全魚体の凍結保存を行っていること	サンプルが保存された明確な記録と現物の写真あるいは現地審査による存在の確認	- 凍結保存は白浜にて行う。	- サンプルは白浜へ送り、白浜で凍結保存を行う。 - 審査時点ですさみで保管しているものはなかった。 - 保管する場合、すぐに白浜から番号を取り、すさみで一時的に保管している間も管理番号を付けた状態で保管される。	
		1.1.2.2	保存した組織小片、または魚体の凍結保存は魚体の識別情報と厳密に紐付けて保存し記録する。	1.1.2.1に關する識別情報を記録し、各サンプルに明示し、混濁が起らないように保管している。	識別情報の記録と各サンプルの現物写真あるいは現地審査による存在の確認	- 凍結保存したサンプルは、白浜にて管理を行う。	- 凍結保存したサンプルは、白浜にて管理を行う。	
		1.1.2.3	組織小片または魚体は、最終産物として当該養殖魚が出荷されてから5年の保存を要する。認証機関からの要請があった場合、識別記録及び凍結サンプルを提出する。	1.1.2.1および1.1.2.2で示した各サンプルが5年保存されている事。要請に応じ、各サンプルおよび親魚に関する記録の情報が提出できる状態にある事。	記録書面による確認(これら場合は念書)	- 凍結保存したサンプルは、白浜にて管理を行う。	- 凍結保存したサンプルは、白浜にて管理を行う。	
	1.2 養殖業者	1.2.1	養殖業者は、人工種苗購入先から提示された生産履歴を保管し、飼育中の魚群と紐付けて開示・提供が可能な状態にする。	飼育中の魚群を育成に関する記録を保管し、種苗生産者から提示された生産履歴と紐付けて開示・提供が可能である。	記録の保管および提供体制に関する書面による確認	- 人工種苗の購入は行わない。	- 人工種苗の購入は行わない。	
		1.2.2	養殖業者が認証を受けた人工種苗から育成されたものであることを証明するために必要に応じてDNA鑑定を実施する。認証機関からの要請があった場合、養殖業者は導入した種苗または育成後の養殖魚の凍結サンプルを提出する。	DNA鑑定実施のために認証機関より情報の提供を求められた場合、関連する資料等を提出できる体制を構築する。	記録書面による確認	- 要望への対応は、白浜で行う。	- 要望への対応は、白浜で行う。	
	2.1 識別および分別	2.1 識別および分別	2.1.1	種苗生産者の管理	2.1.1.1-2.1.1.3の項目を満たすこと			
			2.1.1.1	生産ロットごとに管理し、その管理記録をもとに識別可能にする。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 種苗生産は行わない。	- 飼育日報(野帳)記入後、システムに入力する。 - 日報とシステムデータの確認が定期的になされ、適切な情報記録がなされていた。
2.1.1.2			他の種苗生産者が生産した種苗と明確に識別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。また、他の種苗生産者が生産した種苗と混ざって出荷しない。	他の業者が生産した種苗と混ぜず管理しそれを常時把握できる状態である	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 種苗生産は行わない。	- 近大以外の種苗生産者の種苗は扱わない。 - 近大の他の陸上拠点から種苗を移動させることはない。	
2.1.1.3			出荷・販売伝票と記録で、種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷日、種苗魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する	データあるいは紙面での飼育管理記録、経歴証明書、販売伝票などの確認	- 種苗生産は行わない。	- すさみからSCSAとして外部に出荷した実績はない。 - 一般としては出荷あり。2019/11/9出荷時の送り状&経歴証明書で、飼育履歴が記載されていることを確認した。	
2.1.2			養殖業者の管理	2.1.2.1-2.1.2.3の項目を満たすこと				
2.1.2.1			養殖時に生産ロットごとに飼育尾数を管理し、その管理記録をもとに他の種苗が混入していないことの証明が可能である。	生産ロットごとに識別可能な管理記録を保持し、他の種苗が混入していないことが証明できる	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 給餌帳に飼育記録が入力されていた。記録を確認した。2名で記録を取り直し、正しいデータ入力を行っていた。	- 養殖は行わない。	
2.1.2.2			出荷時に他の生産ロットと明確に区別して管理し、管理者はそれを常時把握可能にする。	出荷時にほかの種苗と明確に区別して管理していることを把握できる状態である。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 魚種、ロットごとに管理を行い、明確に区別されている。 - 飼育管理は常に把握できる状態であることを確認した。	- 養殖は行わない。	
2.1.2.3			出荷・販売伝票と記録で、人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数を明確にする。	出荷・販売伝票、販売記録等で人工種苗生産者名、人工種苗生産者認証番号、出荷・販売業者名、出荷日、魚種、出荷重量または出荷尾数が明記された帳票が存在する。	出荷・販売伝票と飼育管理記録の確認	- すべてのデータは白浜へ送付し、出荷・販売等の書類は白浜にて作成されている。	- 養殖は行わない。	
付記	同一の種苗生産者から生産された種苗であれば、ロットが違う群の混入を認め、新規のロットとして管理を行うことができる。ただし、管理記録簿で同一の種苗生産者が生産した認証種苗であることを証明できなければならない。	ほかのロットの混入を行う場合、同一種苗業者由来の種苗であることを記録していること。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 該当の事例はない。	- 養殖は行わない。			
2.2	2.2	2.2.1	種苗生産者	2.2.1.1-2.2.1.5の項目を満たすこと				
		2.2.1.1	稚魚(卵からふ化した状態)入手後の生産履歴および暫定尾数等を時系列にそって正確に記録する。	稚魚の育成、移動履歴、暫定尾数や増減尾数などが時系列にそって記録されている	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 種苗生産は行わない。	- 飼育日報(野帳)をシステムに入力し、時系列で記録されていた。	
		2.2.1.2	稚魚の飼育は生糞・水槽ごとに明確に区別して行い、ふ化から種苗出荷までの種実な履歴を保管し、生産履歴が追跡可能な状態にする。	孵化から種苗出荷までの生産履歴を追跡可能な帳簿を保管している。	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 種苗生産は行わない。	- 水槽ごとに記録がなされていた。	
		2.2.1.3	出荷重量または出荷尾数を明確に示すことができ、分別管理がなされていた証明として生産履歴の確認が可能な状態にする。	出荷尾数、あるいは出荷重量が明確にされ、分別管理がなされた証明となる書類を提示できる	データまたは紙面などによる飼育管理記録と経歴証明書等出荷に関連する記録の確認	- 種苗生産は行わない。	- 個別数量カウントができない段階での他拠点への移動では、希釈倍数による想定尾数を算出する。 - 可能なサイズでの出荷では、尾数カウントを行う。	

2.2トリーサビ ティと数量管理	2.2.1.4	計数後から出荷までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	計数終了時から出荷までの間の死亡尾数や追加収容数などの増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録する。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡尾数、追加収容尾数の記録の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 出荷尾数は野帳及びシステム上に詳細が記録されていた。	
	2.2.1.5	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 記録の修正は、手順に基づきなされていることを確認した。	
	2.2.1	養殖業者	2.2.2.1~2.2.2.3の項目を満たすこと				
	2.2.2.1	認証種苗から生産された養殖魚の生産履歴は認証種苗受領後から出荷まで生養・水槽ごとに明確に分けて時系列にそって性格に記録し、人工種苗受領時まで遡って追跡可能な状態にする。	出荷から人工種苗受領までの正確な経歴などを遡って追跡できる記録を保管している	データまたは紙面での飼育管理記録の確認	- 養殖データは、エクセルにて管理し、すべてを白浜へ送付して白浜でシステムに統合している。 - エクセルでの養殖データを確認した。	- 養殖は行わない。	
	2.2.2.2	認証種苗受領後または計数後から出荷終了までの期間の生産履歴・増減尾数等を正確に記録する。	種苗受領後(種苗生産者が示した尾数)または計数後から出荷終了までの期間の増減尾数及び生産履歴に関する事項を正確に記録している。	データまたは紙面などによる飼育管理記録等で死亡尾数、追加収容尾数の記録の確認	- 死亡尾数を発見したらすぐに回収し、データを記録している。	- 養殖は行わない。	
	2.2.2.3	認証人工種苗受領後の飼育履歴、移動履歴を正しく記録し、種苗生産者が提示した出荷尾数より記録尾数が増加していないことを明らかにする。誤差は実数では5%、重量や一部計数からの推定値は10%増の範囲内に収まるようにする。	飼育魚の経歴を正確に記録し、過去に出荷した魚の最終出荷量が誤差の範囲内で一致している	過去の飼育管理記録と誤差数値の確認	- 最終出荷尾数管理は、白浜にて行う。	- 養殖は行わない。	
	2.2.2.4	記録を修正する場合、修正日と修正者、変更点を明確に記録し、修正手順を文書化する。	記録の修正に関する手順が文書化されている	記録修正に関する手順を示した書類(記録修正手順書など)の確認	- 全体に同じ。	- 養殖は行わない。	
2.3対象人工 種苗飼育 管理	2.3.1	種苗生産者	2.3.1.1~2.3.1.7の項目を満たすこと				
	2.3.1.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 薬品使用は、白浜にいる魚病担当に相談する。 - 薬品を購入する際は、すまみの魚種担当が種苗事業部長に申請の上行う。	
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 麻酔はオイゲールのみを使用する。 - 使用記録がないことを確認した。	
	2.3.1.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入記録・購入伝票の確認。(添付がある場合、品質検査成績書の確認)	- 一種苗生産は行わない。	- 購入伝票は白浜に送付する。納品書は、薬品受領の後白浜へ送付する。 - 購入伝票は白浜で5年以上保管する。	
	2.3.1.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を写真または現地審査での確認	- 一種苗生産は行わない。	- 医薬品は施設可能な場所で保管している。 - 適切な温度管理がなされ、衛生動物による被害を回避できる状態であることを確認した。	
	2.3.1.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生量、使用量を使用ごとに記録している	使用年月日、使用生量、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 使用記録はシステムデータに入力され、5年以上維持されることを確認した。	
	2.3.1.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	- 一種苗生産は行わない。	- 前回審査以降、ワクチンの使用はなかったことを確認した。	
	2.3.1.6	使用期限の切れた医薬品は適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 前回審査以降、廃棄はなかったことを確認した。 - 期限切れ薬品は、それを明記した保管箱に入れて分別し、白浜に送り処理する手順であることを確認した。	
	2.3.1.7	抗生剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 医薬品の使用は、魚病担当者が決定する。 - 医薬品は極力使用しない方針である。	
	2.3.2	養殖業者	2.3.2.1~2.3.2.7の項目を満たすこと				
	2.3.2.1	農林水産省作成「水産用医薬品の使用について」を参照し、医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律に基づいて適切に使用する。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	- 医薬品選択は、白浜にて行う。 - 使用する際は、白浜から受領し、使用記録はエクセルの給餌帳に記入。白浜へ送付し、システムに統合している。	- 養殖は行わない。	
	付記	麻酔剤を使用する場合、上記で定められた麻酔剤(オイゲールを有効成分とする薬剤)以外を使用してはならない。	最新の「水産用医薬品の使用について」を参照し、法律に基づいて水産用医薬品を使用している	水産用医薬品の使用記録の確認	- 麻酔薬の使用はない。	- 養殖は行わない。	
	2.3.2.2	医薬品の購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書等を5年間保管する。	水産用医薬品購入に関する記録と購入伝票が保管されている	購入伝票、添付文書、品質検査成績書などの確認	- 医薬品の購入には関与しない。	- 養殖は行わない。	
	2.3.2.3	医薬品は添付書類等の指示に従い、汚染、劣化や衛生動物による被害を防止するよう適切に管理する。	水産用医薬品が汚染や劣化を防ぐために適切な方法で保管されている。	保管場所、保管方法を現地審査での確認	- 白浜から受領した薬品が倉庫に保管されていた。 - 倉庫は施設して管理する。	- 養殖は行わない。	
2.3.2.4	医薬品は、使用基準に従って適切に使用し、使用年月日、使用生量、使用量、使用期間終了日等を記録し、5年間保管する。	使用年月日、使用生量、使用量を使用ごとに記録している	水産用医薬品の使用記録の確認	- 薬品の使用記録は、エクセルの給餌帳に記入し、白浜に送り、白浜でシステムに統合する。 - エクセルの給餌帳を確認した。	- 養殖は行わない。		
2.3.2.5	水産用ワクチンの使用に際しては、水産試験場等の指導により交付された水産用ワクチン使用指導書を販売店に提示した上で必要量を購入し、購入記録と共に、購入伝票、添付の場合品質検査成績書や水産用ワクチン使用指導書を5年間保管する。	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票が保管されている	ワクチン使用指導書、購入記録、購入伝票の確認。(添付がある場合は品質検査成績書の確認)	- 白浜にて管理を行う。	- 養殖は行わない。		
2.3.2.6	使用期限の切れた医薬品は、適切に廃棄し、廃棄記録を5年間保管する。	使用期限の切れた薬品を使用せず、適切に廃棄し記録する	写真及び現地審査での使用期限の確認、廃棄記録、廃棄時の引き取り伝票の確認	- 使用期限が切れた医薬品がある場合は、白浜へ送り処理を行う。	- 養殖は行わない。		
2.3.2.7	抗生剤の不必要な乱用を避け、予防的な使用をしない。	病気が発生しないうちに医薬品の投与を行っていない	水産用医薬品の使用記録の確認	- 薬は極力使用しない方針である。 - 予防的な使用は行っていないことを、聞き取りと記録で確認した。	- 養殖は行わない。		
2.4.1	種苗生産者						
2.4.1.1	飼育魚の逃亡や飼育施設への天然魚の侵入を防止するための適切な対策を講じる。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされている	写真及び現地審査での逃亡防止策の確認	- 一種苗生産は行わない。	- 陸上施設のみであり逃亡の危険性はないことを目視で確認した。		
2.4.2	養殖業者						



	2.4 逃亡管理		2.4.2.1	飼育魚の逃亡や網外から天然魚の導入などを防止するための適切な対策を講じ、同時に管理された魚の不明魚率が20%以下となるようにする。不明魚率20%以上が3回連続した場合は認証をしない。但し台風等の大規模災害の影響があった場合は除外する。	飼育施設からの逃亡、進入防止に関する対策がなされており、不明魚率が20%以上を超えていない。	写真および現地審査での逃亡防止策の確認 過去の飼育管理記録等による不明魚率の確認	- 差網がなされ、逃亡管理は適切に行われている。 - 不明魚率の管理は、白浜で行っている。 - 適切な範囲内であることを確認した。	- 養殖は行わない。
	2.5 魚類福祉		2.5.1	飼育魚は魚種ごとに適切な条件下で飼育する。	飼育状況を記録し、魚を健全な状態に保ち飼育している。	魚が健全な状態にあることを示すもの(魚病発生の頻度に関する書類など)	- 適切な水環境にて飼育されていた。 - 魚は健全な状態であることを確認した。	- 養殖は行わない。
			2.5.2	飼育に関わる全ての作業者は飼育魚の健康と福祉の維持における役割や責任を認識し、飼育魚の健康と福祉に関する情報収集を積極的に行い、飼育に反映させる。	魚類福祉に関する勉強会の開催、積極的な情報収集を実施している。	勉強会開催等の記録の確認	- 白浜にて実施管理 魚類福祉の理解が適切にされていることを、聞き取りにて確認した。	- 養殖は行わない。
3. 環境配慮	種苗生産者		3.1.1	種苗生産施設および養殖施設の設置場所は法的に認められ、魚類飼育に適切と考えられる場所である	施設の設置場所が法的に認められていること(建築基準法・自然公園法等) 施設の概要と周辺を含めた位置図	施設の概要と周辺を含めた位置図 新設の場合建築基準法・自然公園法等の法令に違反していないことを示す書類保有と現地審査による存在の確認	- 種苗生産は行わない。	- 陸上施設のみであり、許可を得て作られた施設である。
	養殖業者(中間的育成を行う養殖業者も含む)			養殖場の設置場所が法的に認められていることを示す書類(区画漁業免許) 漁場周辺の工場や河川を示す図 漁場の配置図、生質の構造図	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	- 漁業免許は白浜で全体管理を行っている。 - 認められた区域に設置された養殖場である。	- 養殖は行わない。	
	3.2 周辺環境への影響の記録		3.2.1	種苗生産施設および養殖施設は、その周辺海域の環境保全に留意し、国内法(日本国)・持続可能な開発目標(SDGs)・告示あるいは国際法に基づき環境保全対策が計画・実施されている。	3.2.1.1および3.2.1.2の項目を満たすこと			
	種苗生産者		3.2.1.1	種苗生産施設では、排水の水質検査を定期的(年4回以上)に行い、水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などを測定し記録する。	排水の水温、DO、窒素、リン、有機物(COD)などの測定値(年4回以上)	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	- 種苗生産は行わない。	- 排水の水質検査記録を確認した。 2019/1/18, 2019/4/30, 2019/7/30, 2020/1/28 - 水温、DO、窒素、リン、有機物等の測定がなされ、施設の排水が適正であることを確認していた。
	養殖業者(中間的育成を行う養殖業者も含む)		3.2.1.2	養殖施設においては飼育尾数、給餌量および漁獲量(水温、DO、透明度、底質のAVS-COD、赤潮、有毒プランクトンの発生)など定期的なモニタリングと記録を行う(漁協や漁港等で調査されている場合はそのデータ)*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	飼育尾数、給餌量の記録 自社あるいは行政・漁協による水温、DO、透明度、底質のAVS-COD、赤潮・有毒プランクトンの発生)など定期的なモニタリングと記録を行う(漁協や漁港等で調査されている場合はそのデータ)*水質検査などは測定方法や用いた機材についても記録すること	記録資料の保有と現地審査による存在の確認	- 給餌帳に記録がなされていることを確認した。 - 記録した情報は白浜に送り、白浜でシステムに統合して管理をしていることも確認した。	- 養殖は行わない。
			3.2.2	水産用医薬品や魚網防汚剤の使用は2飼育管理と3項(水産用医薬品の使用)の規定により、法令や告示に基づいて行い記録する。また使用にあたり周辺環境への影響を最小限にする。	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(薬機法)に基づき適切に使用されている	使用記録簿・使用指導書の保有と現地審査による存在の確認	- 薬は極力使用しない方針である。 - 使用にあたっては、白浜と連絡を取り入手の上実施する。	- 養殖は行わない。
			3.2.3	養殖用資材・死亡魚等は法令・ガイドラインに則り適切に処理し、管理表を保管する。	資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)や環境省:漁業系廃棄物の処理についてのガイドラインに則り適切に処理されている。	死魚の処理や廃棄物処理業者との取引伝票や産業廃棄物管理票(マニフェスト)などの保有と現地審査による存在の確認	- 死亡魚は回収し、白浜で処理を行う。	- 養殖は行わない。
	3.3 環境影響低減への対策		3.3.1	種苗生産および養殖はその関連施設を含め周囲の環境に十分配慮し、野生動物の生息に及ぼす影響を最小限にする手段を講じる。	日本国:鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(鳥獣保護法)、絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律(種の保存法)、文化財保護法、生物多様性基本法、自然公園法、自然環境保全法 国際条約:生物の多様性に関する法律(生物多様性条約)、絶滅の恐れのある野生動物の国際取引に関する法律(ワシントン条約)、二国間渡り鳥条約・協定	法令違反による罰則がないこと 罰則がある場合は是正するための必要な措置をとり監視期間により確認されていることを示す資料の保有と現地審査による存在の確認	- 近畿大学の管理において法令に基づき運用がなされている。 - 施設は隙間をふさぎ、動物等が入らないようにしていた。 - 現場での状況から、法令違反がないと判断できた。	
			3.3.2	種苗生産施設および養殖施設から逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするための対策を講じている	逃亡した飼育魚が周囲の自然環境、生物多様性、生態系に及ぼす影響を最小限にするための対策を講じている	対応策を示す書類と画像の保有と現地審査による存在の確認	- すべての生質に差網をしている。 - 網破れも確認しており、逃亡はないと判断できる状態であった。	- 陸上施設の排水管につながる所には網をかけ、逃亡がないようにしていた。
	4. 飼・餌料	4.1 飼・餌料の原料		4.1.1	飼・餌料は国内の法令(日本国)資料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律)および告示・ガイドラインを遵守して、生産・流通したものをを用いる。	国内の法令及びガイドラインを遵守している。	下記項目にある資料の保管と現地審査による現場確認	- 餌の購入は白浜で行う。
			4.2.1	飼料および飼料添加物は、購入記録・産地証明書・品質証明書などを保管する。	購入業者より納品書・産地証明書・飼料安全法で求められる内容を記した品質保証書などを手持っている。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	- 餌の購入は白浜で行う。	- 餌の発注はすきみで行うが、餌に関する資料は、白浜で確認・管理を行う。
4.2 飼料のトレーサビリティおよび透明性の確保			4.2.2	生餌は、魚種・漁獲時期・漁場および保管場所が明らかであり、それを証明する書類を保管する。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	- 生餌の使用はない。	- 生餌の使用はない。
			4.2.3	生物餌料は自家培養を用いた飼料・飼料添加物および市販の生体、冷蔵、冷凍、乾燥品の生産地から納品までの過程において適正に管理したことを示す証明を納入業者から得るものとする。	生餌購入業者より、購入明細等、漁獲産地の確認できる書類を入手している。	トレーサビリティが確保できる資料の保管と現地審査による現場確認	- 給餌帳に記録をしている。 - エクセルの給餌帳を確認した。	- 生物餌料はすきみで培養している。 - 外部から購入は行っていない。 - 外部より購入あるいは受領する可能性はある。購入の場合は伝票を保管する。無償で受領した場合は、受領記録を取る。
			4.3.1	飼料、飼料添加物、生餌および市販の生物餌料の保管場所には野生動物による被害の対策が施されており、給与まで適切に保管管理されている。	飼料その他添加物等の保管場所は野生動物による被害の対策が施され給与まで適切に管理可能である。	図や画像を含めた保管方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	- 餌は施設できる施設にて保管されていた。 - 確認はすべてふさがれ、野生動物による被害を受けない状態であることを確認した。	- 餌は施設できる施設にて保管されていた。 - 適切な温度で保管できよう、工夫がなされていた。
4.3 飼・餌料の使用および管理			4.3.2	生物餌料の自家培養にあたっては、それに施す栄養素および添加物についても本項各条項に則り、適切に管理を行う。また野外にてその栄養素を自家培養する場合においては周囲からの汚染物についても留意し、当該地域において2週間以上連続で外出制限が加えられている場合は使用しない。	周囲の環境汚染防止	図や画像を含めた培養方法を示す資料の保管と現地審査による現場確認	- 生物餌料の培養は行わない。	- 生物餌料の培養を屋外で行っている。 和歌山県に存在する。 - タンクに入れる量は、大雨等でも流出する量にはない。
		4.3.3	生質ごとに使用した飼・餌料や飼料添加物、薬品等の製品名や使用料を記録するとともに、常に提示できる状態にする。	生質ごとの飼・餌料、飼料添加物、薬品などの使用量を記載している。	飼育野帳あるいは飼育履歴書の保管と現地審査による現場確認	- 医薬品の使用はなかった。 - 給餌の記録はエクセルでなされ、白浜に送付システムデータに統合されることを確認した。	- 医薬品の使用はなかった。 給餌記録は野帳に記入後、システムに入力していることを確認した。	

	4.4飼料の効率化および最適化	4.4.1	飼料効率の改善に取り組んでおり、目標値を設定するなど、改善・実行・管理に取り組んでいる。	現状の効率を把握し、改善目標が設定されている。	現状の効率と改善目標を示した資料の保管と現地審査による現場確認	- 白浜による管理である。	- 陸上施設での稚魚は、ワムシの減り具合等を見ながら適正量を給餌する。尾数も推定段階であり、給餌量も経験によるものも大きく、給餌効率を算出する段階ではないと判断する。
5.1施設と水環境	5.1.1	5.1.1	種畜生産・養殖において、人体に悪影響を及ぼす環境で養殖してはならない。	人体に悪影響を及ぼす水質でないこと	定期的な水質調査で確認。 検査項目は3環境配慮 3.2.1項に準ずる。	- 水温、透明度、風速、DOは定期的に計測を行っている。 - 適切な水質であることを確認した。	- 陸上施設のみである。 - 排水の水質検査結果により適切な状態が維持されていることを確認した。
		5.1.2	種畜生産施設・養殖施設や設備は、廃棄物や動物・人間の排泄物による発酵水の汚染を最低限にすることを目的とした管理がなされている。	養殖水の汚染源の管理がされている	産業廃棄物管理表(マニフェスト)、浄化槽保守点検記録簿で確認	- 該当の施設はない。	- 陸上施設のみである。 - 排水の水質検査結果により適切な状態が維持されていることを確認した。
	5.1.3	5.1.3	種畜生産施設、養殖施設や作業場所は衛生動物による汚染を最小限にする対策を講じている。	衛生畜獣、害虫からの汚染を最小限にする対策を講じている	衛生畜獣・害虫対策の実施状況を写真あるいは現地審査で確認	- 建屋の隙間はすべてふさぎ、餌が衛生動物の汚染・被害を受けないようにしていた。	- 衛生動物による被害を受けたいよう、隙間対策を行った。 - 見学者には長靴着用を徹底している。 - 作業後の洗浄を適切に行っていた。
		5.1.4	従業員に施設、製品に関連する衛生管理の教育訓練を定期的の実施し、記録する。	従業員に施設・製品の衛生管理に関する教育訓練を定期的の実施している	従業員への教育訓練の記録の確認	- 教育訓練は白浜にて行い、記録を保管していた。	- 教育訓練は白浜にて行い、記録を保管していた。
	5.2製品の取り扱い	5.2.1	出荷対象魚の水揚げ、輸送などに関して、物理的損傷又は魚体に対するストレスを最低限にするために、適切な管理と手法を行う。	製品の損傷を最小限にするための最適な管理と手法が行われている	製品の損傷度の写真あるいは現地審査で確認	- 飼育環境は適切であることを目で確認した。 - 魚の取り扱いにおいては、劣化しないような扱いをしていることを、聞き取りにて確認した。	- 魚の取り扱いにおいては、劣化しないような扱いをしていることを、聞き取りにて確認した。
		5.2.2	出荷対象魚の劣化、汚染を最小限にするための措置が講じられている。	製品の劣化、汚染を最小限にする措置を講じている	現地あるいは写真での衛生管理状況の確認	- 魚の取り扱いにおいては、劣化しないような扱いをしていることを、聞き取りにて確認した。	- 出荷の際にはフィッシュポンプを使用し、劣化を避けていることを、聞き取りにて確認した。
	5.2.3	養殖場は出荷対象魚について、使用した飼料及び飼料添加物の購入記録・産地証明書・飼料品質証明書などで原料原産地、飼料安全法の基準に合致しているか確認を実施する。また、医薬品を使用した魚を水揚げする場合、休業期間が終了していることを確認し、記録する。	各書類による飼料安全法の基準に合致しているか、投資を実施した魚の休業期間の確認。	飼料品質証明書、水産用医薬品使用記録、飼育帳の確認	- 白浜にて管理する。	- 白浜にて管理する。	
6.1安全衛生の維持と適切な労働環境の提供	6.1.1	6.1.1	安全衛生に関し、安全衛生責任者を任命し労働者の安全衛生に配慮した労働環境および器具を提供する。	安全衛生責任者を任命し、安全衛生に配慮した環境、器具を提供している	安全衛生責任者を任命しているか、器具の提供がなされているか書面または現地審査での確認	- 全体に同じ - 現場では、ライフジャケット、長靴の着用が徹底されていた。	- 全体に同じ - 現場では、長靴の着用が徹底されていた。
		6.1.2	作業に従事する者は、安全衛生に関して研修を受け記録する。	安全衛生に関する研修を実施し、研修の記録を保持している	研修記録等の確認	- 白浜にて実施記録を保管。	- 白浜にて実施記録を保管。
		6.1.3	健康・安全上に関する環境・事象は記録され、必要に応じて是正措置を講じている。	健康・安全上に関する環境・事象が発見された場合それらを記録し、必要に応じて是正措置を講じている。	健康・安全上に関する記録の確認	- 白浜にて管理している。 - 前回審査以降、健康・安全にかかわる事象は発生しなかった。	- 白浜にて管理している。 - 前回審査以降、健康・安全にかかわる事象は発生しなかった。
		6.1.4	労働災害について記録し、是正措置を講じている。	労働災害が起こった際にしるべき対応を講じている	労働災害報告書など労働災害に関する書類の確認	- 白浜にて管理している。 - 前回審査以降、労災は発生していない。	- 白浜にて管理している。 - 前回審査以降、労災は発生していない。
	6.2国内法・ILO条約の遵守	6.2	国内法(労働基準法、労働安全衛生法)及びILO条約(中核的労働基準)を遵守していること	全ての労働関連法律・施行令・規則及びILO条約(中核的労働基準)を遵守していること			
	6.2.1児童労働の禁止	6.2.1.1	児童労働を禁止する。ただし家族労働における手伝いの範疇は含まない。	義務教育(一般的には15歳)を終了していない者の雇用を禁止する。	被雇用者の生年月日をヒアリング又は書面で確認	- 現場にて確認を行い、該当の状況はないことを確認した。	- 現場にて確認を行い、該当の状況はないことを確認した。
		6.2.2.1	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料、財産、償還の一部を差し引くことを禁止する。	雇用者が雇用完了時に被雇用者の給料等の一部を差し引くことは禁止する	雇用者が給与を差し引いていないことを証明する書類を確認	- 現場で聞き取りを行い、該当の状況はないことを確認した。	- 現場で聞き取りを行い、該当の状況はないことを確認した。
	6.2.2強制・拘束・奴隷的労働の禁止	6.2.2.2	雇用者は雇用開始時に被雇用者の身分を証明する(パスポート、免許証)の原本を引き渡すよう要求してはならない。	被雇用者の身分を証明するものの原本(パスポート、免許証)を雇用者が引き取り管理してはならない	免許証・パスポートの原本を被雇用者が保持していないか引渡す要求をされていないか現地審査で確認	- 現場で聞き取りを行い、該当の状況はないことを確認した。	- 現場で聞き取りを行い、該当の状況はないことを確認した。
6.2.3.1		いかなる場合においても性別、年齢、人種、地域などに基づいて差別的行為、差別的待遇を禁止する。	いかなる場合も差別的行為、差別的待遇を禁止する。	差別、差別的行為の実態について現地審査、聞き取り調査の実施	- 現場にて聞き取りを行った。 - 良好な職場環境が維持され、差別的な行為がないと評価できた。	- 現場にて聞き取りを行った。 - 良好な職場環境が維持され、差別的な行為がないと評価できた。	
6.2.3職場における差別とハラメントの禁止	6.2.3.2	ハラメント行為に対する対応システムを構築する。	ハラメント行為に対応システムが構築され、ハラメント行為に対応できること	対応システムが構築されているかをヒアリングまたは書面で確認	- 現場にて聞き取りを行った。 - 良好な職場環境が維持され、ハラメントはないと評価できた。	- 現場にて聞き取りを行った。 - 良好な職場環境が維持され、ハラメントはないと評価できた。	
	7.1管理システム	7.1.1	申請者は本認証制度の基準に適合する認証制度管理システムを構築する。管理システムには、長期的目標、管理システムを構築する目的、適合すべき法的要求事項を明記し、不適合があった場合の対応手順を含める。	基準に適合する管理システムを有している。管理システムには長期的目標、管理システム構築の目的、適合すべき法的要求事項を明記している。	現地審査での認証制度を管理するためのシステムが構築されていること確認	- 全体に同じ	- 全体に同じ
7.2社会面への配慮	7.1.2	7.1.2	申請者は法人格を有する。または、漁業協同組合や商工会議所等の管理機能を有する公的機関に所属する。	法人格を取得、又は公的機関に所属している	法人格を有している、公的機関に所属していることを示すことが出来る書類の確認	- 全体に同じ	- 全体に同じ
		7.1.3	認証制度管理責任者を任命し、管理責任者は、認証機関との連絡、文書や情報の提供、要求事項への適合、改善要求事項への対応など、責任を持つ。また、各工程における人員の役割と機能、意思決定と責任の所在を明確にする。	認証制度における管理責任者を任命、各工程の管理責任者等が明確にされている	認証制度における管理責任者、各工程の管理責任者を現地審査で確認	- 各工程における責任者は、認証資料 7.1.3に明記されている。 - 戸津井での責任者を現場で確認した。	- 各工程における責任者は、認証資料 7.1.3に明記されている。 - すきみでの責任者を現場で確認した。
	7.1.4	構築した管理システムが適切に運用できているかを継続的に確認するモニタリングのしくみを構築し、実施する。	管理システム運用のための、モニタリングシステムを構築し、実行されている。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	- 全体に同じ	- 全体に同じ	
	7.1.5	構築したモニタリングシステムが適切に運用されているかを確認する。	構築したシステムが適切に運用されていることを確認している。	モニタリングシステムの手順、記録等の確認	- 全体に同じ	- 全体に同じ	
	7.1.6	確立した管理システムの有効性評価のため、年一回以上の定期的な内部監査を行う。	内部監査の手順が組織内に存在する。	内部監査要綱など内部監査に関する書類、記録等の確認	- 内部監査は実施されていた。 - 不適合はなかった。 - 内部監査結果は、適切であったと判断できる。	- 内部監査は実施されていた。 - 不適合はなかった。 - 内部監査結果は、適切であったと判断できる。	
	7.2.1	申請者は地域社会、利害関係者からの苦情に適切、解決に向けた透明性のある協議の手順を構築する。	苦情に対する協議の手順が存在する。	苦情対応手順を現地審査、過去の対応例をヒアリング	- 苦情対応手順は、全体に同じ。 - 苦情は発生しなかった。	- 苦情対応手順は、全体に同じ。 - 苦情は発生しなかった。	
7.2.2	申請者は持続可能な養殖業の発展のために従業員に対して経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える。	持続可能な養殖業発展のために経済的、社会的インセンティブを提供できるような体制を整える	社内の従業員待遇が関連法規に違反していないことを示す(就業規則等)	- 全体に同じ	- 全体に同じ		
7.2.3	申請者は利害関係者の慣習、法的権利を尊重する。	利害関係にある人々の慣習と法的権利を尊重する。	漁協等を通じ調和がとれていることを示す(漁協所属の場合は組合員資格証など)。直接許可の場合は周囲関係者との合意関係書類	- 漁協、地域と適切な関係を保ち、慣習と法的権利を尊重していることを、聞き取りにて確認した。	- 地域との関係は良好であることを聞き取りで確認した。		
7.2.4	申請者は資源と漁場環境改善のための情報の収集に支援、協力する。	資源と漁場環境改善のための情報の提供、収集の依頼を求められた際には、情報の提供、収集への協力を行う	求められた場合は、協力を実行した事実を示す書類。	- 地域からの依頼には積極的に協力を姿勢であることを、聞き取りで確認した。	- 地域からの依頼には積極的に協力を姿勢であることを、聞き取りで確認した。		

		7.2.5	申請者は全ての国内法、条例を遵守する。	養殖業操業に関連するすべての法律を遵守している	関連法・条例を遵守していることを示す書類等の確認	- 法令を犯している事実は確認できなかった。 - 漁場、地域と適切な関係を保ち、法令遵守している状況であると判断できる。	- 法令を犯している事実は確認できなかった。 - 漁場、地域と適切な関係を保ち、法令遵守している状況であると判断できる。
--	--	-------	---------------------	-------------------------	--------------------------	---	---